

○副議長（外崎浩子君） 二十七番太田稔郎君。

〔二十七番 太田稔郎君登壇〕

○二十七番（太田稔郎君） みやぎ県民の声の太田稔郎です。

初めに、七月十五日の大雨で被災された方々に、お見舞いを申し上げるとともに、一日でも早い復興をお祈りいたします。

また、高校野球で全国優勝なされた仙台育英学園高等学校。白河の関を越えました。東北の悲願を達成したこと、感慨ひとしおです。おめでとございます。

議長のお許しを得ましたので、大綱二点について、一般質問を行ってまいります。

初めに、宮城県農業の振興について、伺います。

異常気象が農村部を襲い、三年前の集中豪雨で丸森町をはじめ多くの市町で被害を受け、今年の七月十五日にも、大崎市をはじめ多くの市町で豪雨の爪跡が大きく残っております。更に、新型コロナウイルス感染症の拡大、ウクライナ危機や円安により、農業生産資材が高騰し農業経営を圧迫しております。しかし、農家は、この資材高を農産物価格に反映できずにあります。こうした農業生産資材の高騰の状況を知事はどのように把握なさっているのか、お伺いいたします。

こうした災害や資材高騰などは、次年度の作付に大きな影響を与えます。気象災害や農産物の価格の下落に備えた、農業経営のセーフティーネットは、農業共済、収入保険、米などの収入減少影響緩和対策——いわゆるナラシ対策、野菜価格安定制度、肉用牛肥育経営安定交付金——牛マルキンであります。それぞれの作物ごとにあります。義務化されていた米などの農業共済が、二〇一九年、収入保険の登場で任意加入に変わりました。この影響で無保険状態になった農家も多くあります。自然災害や鳥獣害、けがや病気で収穫できないなど、価格低下だけでなく、経営努力では避けられない収入減少を補償するもので、基準収入の九割を下回ったときに補填されます。農業共済組合と普及所が連携し、無保険化の解消を図るべきではないでしょうか。知事の考えをお伺いいたします。

収入保険制度は、農業収入が基準収入を下回ったときに補填される仕組みで、災害や、農産物の価格下落、病気、そしてけが、コロナ禍など様々な要因で収入が減少する状況を対象としております。しかしながら、収入保険に加入している農業者は、全国で

二割にとどまっております。収入保険制度は、青色申告者だけの制度で、白色申告をしている農家からは、白色申告でも認めてほしいと、そういう声が多くあります。農家経営体の約半分は、白色申告と言われております。九〇%の補償を受けるには、保険料の高いほうを選ぶことになり、七〇%、六〇%、五〇%の補償を選ぶと、次の作付に影響するなどの弊害が出てきます。基準収入を千万円とすると、保険料は八万四千八百五十二円、積立金は二十二万五千元、付加保険料が二万二千三百二十円。保険期間の収入がゼロのとき、自己責任分をカットし、その九割に当たる八百十万円が保険として入ってきます。五〇%の補償収入保険に入ると、ゼロのときに四百五十万円となり、再生産もできません。また、県内で青色申告をしている七千九百三十四経営体のうち、三七・三%の二千九百六十一経営体しか収入保険に加入しておりません。食料の安定確保のためにも、保険料の掛金が高いため、引下げ等で収入保険へ加入できる道筋を、そして、収入保険制度の拡充を、ぜひ、全国知事会で提案していただくよう、知事をお願いを申し上げますが、知事のお考えをお伺いいたします。

次に、種は命の源と言われてきております。日本における野菜の自給率が、重量ベースで八〇%であっても、その源の種子は、日本の種苗会社が日本の市場向けに海外で生産しているものも含め、九〇%が輸入に頼っている状況にあります。すると、野菜の自給率は七・二%にしかありません。自家増殖を見直した法律が施行され、種は、命の源のはずが、種子メジャー企業のもうけの源と捉えられております。世界の三大種子メジャーは、合併等で、他の種子会社の手の届かないところまで成長しております。種の海外依存度の上昇につながる一連の制度変更は、種子法廃止、農業競争力強化支援法、種苗法改正、農産物検査法改正につながっており、野菜で生じてきている、種の海外依存度の高まりが、今後、米や果樹にも波及してしまわないか心配であります。国内で品種登録を行っても、海外で品種登録されてしまい取締りができなくなってしまいます。農研機構が育成したシャインマスカットは、中国で日本の栽培面積の三十倍、五万三千ヘクタールまで拡大していると言われております。本来、育成者が得られるはずの許諾料は、百億円以上と言われております。種の保護、知的財産の保護は、急務であります。知事は、このような状況をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

次に、農業法人の継承について伺います。土地利用型農業法人の代表者の平均年齢

は、六十五・八歳で、年々高齢化しております。ほぼ半分の農業法人が後継者のめどが立っていないと話されます。継承としては、人・経営の継承、資産の継承、知的財産の継承などが考えられます。円滑に法人を継承していかないと、その地域の農業は、壊滅していきます。事業継承のきっかけは、役員の任期満了による承継、前代表の高齢化による承継、経営発展のための承継、前代表の病気・死亡等による承継等があります。事業承継を計画的に行っている農家法人は少なく、ましてや人数が少ない農業法人では、法人内でのジョブローテーションが困難な状況にあります。農業法人、農業大学校や農業高校からの就業を進め、将来の後継者を育成する必要があるのではないかと思われる。知事の農業法人継承に対する考えをお伺いいたします。

次に、圃場整備事業の早期事業化についてであります。

先日、登米市米山の大雨被害大豆田んぼを視察してきました。開花目前の大豆が、無残にも全滅状態でした。いろいろお話を聞く中で、大規模に圃場整備をしてほしいという要望が出ていました。しかしながら周辺は低湿地地帯で、前日の雨で排水路は満杯。大豆が全滅している田んぼに水が入っている状況です。圃場整備の大規模化の前に、排水対策を行うことが大前提になってきます。低湿地で主食用米以外の転作を行えと云うのであれば、その前提となる圃場整備事業をきちんと行うことが求められてきます。更に、高収益作物の作付に適さないと言われた圃場整備予定地の客土や、土の入替えなどを行い、転作が可能になるような圃場整備事業を行うことが大切ではないでしょうか。こうした上で転作を行わせるのが政治ではないでしょうか。大規模化に取り組む、知事の考えをお伺いいたします。

法人化した地域の活性化に向けた取組について、伺います。

農業法人化した組織に農地を委託すると、離農と言われ、経営転換協力をいいただき農業者でなくなります。しかしながら、農村部の環境整備を行っていく上で、水路の除草や整備に協力しないと、地域が円滑に回らない状況にあります。更に、一ヘクタールの田んぼを提供すると、米十袋で清算されます。これでは、国民健康保険料や固定資産税を払えないと嘆く、現場の声が届いております。こうした状況では、田舎の商店街はお客が減り、閉店せざるを得ないと、今、嘆いております。農村部では、若い人たちは近くに働くところがなく、都会に流れていく。こうした現状を知事はどのように捉え、

地域をどのようにしていくのか、お伺いいたします。

公務員の副業としての農作業のアルバイトについてお伺いいたします。

地方産業の主要産業である農業を支援、その体験を役所の職務にも生かしてもらい、一挙両得の手段と思われれます。実家が農業の場合、公務員でも農業に従事している方がおります。しかし、地方公務員法では、営利目的の副業は制限されており、許可を得ずに副業を行うと処分されます。公務員は、公共の利益のために働くという高尚な理念の下、全体の奉仕者であります。農村部は、営農継続が困難なくらい労働力不足は深刻です。地方公務員の職務は、地域の創生であり活性化です。任命権者である知事の許可で認められる仕組みを活用し、公務員の副業を認め、農作業のアルバイトを認めてはいかがか、知事に伺います。

次に、農作業の死亡事故を減らす指導について、伺います。

宮城県の農業を嘱望されていた若い青年が、ネギの収穫に行く途中、作業機とともに転落し死亡するという、痛ましい事故が発生しました。以前にも、中核農業者が大麦の刈取り作業中、コンバインから降り落とされ、下敷きになり死亡しております。このように、農業機械で農作業を行う農家の方々の事故が後を絶たず、農作業中の事故で死亡する人の割合が年々増えてきております。事故の危険性が多いと言われている建設業と比較すると、十万人当たりの死亡数は、農作業事故のほうが二倍超多い実態です。農作業事故の原因は様々で、高性能化する機械によって、事故は多種にわたります。また、個人の運転ミスが重なるのも、農作業事故の一因です。令和四年七月に発生した農作業死傷事故は、全国で二十九件で、歯止めがかかっておりません。特に、九月、十月は、例年、コンバインの事故が多く発生しております。知事から、農作業事故をなくすため、農作業死亡事故多発警報で、注意を喚起すべきと思いますが、いかがでしょうか。

下水処理場の汚泥の活用について伺います。

ロシアがウクライナに侵攻して以来、世界の対立は深まり、エネルギー危機、食糧危機、円安危機、餌危機、肥料危機など、様々な危機が押し寄せております。こうした中で、畜産業界の餌危機や青果物生産者の肥料危機は深刻であります。特に、肥料の値上がりは急激で、全国で肥料価格高騰対策を模索しております。ここで注目したいのは、宮城県内の下水汚泥は十五万トンで、そのうち県の管理する流域下水道事業で発生する

汚泥は六万トン、これを処分するのに八億五千万円の処理費がかかっております。汚泥焼却は、仙塩流域、鳴瀬川流域、吉田川流域、北上川下流流域、北上川下流東部流域で行われております。国では、二〇五〇年カーボンニュートラルの目標を掲げ、下水道部門においても、下水道脱炭素化推進事業の個別補助事業を創設し、汚泥焼却による一酸化二窒素の削減を通じて、グリーン化を推進しております。国においても、下水は宝の山と、PRに力を入れております。汚泥の有効利用を図るため、汚泥の堆肥化を進め、下水から汚泥を抽出し、脱水処理後、混ぜながら九十度以上で高温発酵させると、雑菌や雑草の種が死滅し、下水臭さはなくなると言われております。流域下水の汚泥を肥料化すべきと考えますが、知事の考えをお伺いいたします。

尚綱学院大学で学ぶ女子学生が、地場食材を生かした料理をレストランで提供し、好評を得ています。名取の名産キクラゲを食材にしたパエリアを、イカに詰めた料理です。若者の考えるアイデア料理を作るに当たって学生たちは、食べる人を想像して作ったと話しております。コロナ禍でも地域に密着した料理、このアイデアを活用して、宮城県が悩んでいるイノシシの肉を提供し、ジビエ料理を考案していただくことも、一考かと考えます。知事の考えをお伺いいたします。

宮城県における環境問題について、伺います。

プラスチック新法について、世界のプラスチック生産量は、年間四億トン。そのうち、世界の海には、毎年九百十万トンのプラスチックごみが流出しているといい、五百ミリリットルペットボトルで五千億本に相当します。日本からは、百五十七トンのマイクロプラスチックが流出されていることも、研究結果として出されております。二〇五〇年には、海中のプラスチックごみは、海の魚の量を超えるとも言われております。更に、空気や水、食べ物にもマイクロプラスチックが含まれて、私たちの生活に迫ってきています。今年の四月から施行されたプラスチック新法は、日本国内で扱われるプラスチック製品の設計、製造、使用、再利用といったプロセスで資源が無駄にならず、循環する状況を目指すための法律です。プラスチック製品のライフサイクルそれぞれに関わりある企業、自治体、消費者が連携し、資源循環に向けた取組をすることが求められております。この背景の一つは、脱炭素を目指す二〇五〇年カーボンニュートラル、G20において新たな海洋汚染をなくす大阪ブルー・オーシャン・ビジョンなどがありま

す。プラスチックに関係する多くの環境問題に対応していくため、社会全体で資源循環を加速させていくことを目的に施行されました。このプラスチック資源循環促進法で、宮城県はどのように取り組み、プラスチックをどう減らそうとしているのか、伺います。

神奈川県が、鎌倉市の海岸に打ち上げられたシロナガスクジラの胃の中からプラスチックごみが発見されたことをきっかけに、二〇三〇年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみをゼロにするという、かながわプラごみゼロ宣言を行いました。食材王国みやぎとして、プラごみゼロ宣言を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。知事に伺います。

海岸や海上に浮かび、深海から南極・北極に至るまで広がっているプラスチック―中でも、太陽の紫外線の影響や波にもまれることで五ミリメートル以下に砕けた小さなマイクロプラスチックは、生態系への影響が懸念されています。一マイクロメートルを切るようなナノプラスチックは、大分県のくじゅう連山でも樹氷の中から見つかったおり、既に魚介類に悪影響が出るおそれのある濃度に達している海域も発表されました。私たちが毎日使っている新聞を包むビニールひもも、便利ですが簡単に劣化し大気中に拡散します。人間も吸い込んでいると見られます。ペットボトル入りの飲料水からも、マイクロプラスチックが検出されております。九か国からサンプリングされた、二百五十九本のペットボトル飲料のうち、九三%からマイクロプラスチックが見つかっており、二十一か国で取れた食卓塩の三十九銘柄中、九〇%からマイクロプラスチックが見つかっています。風に巻き上げられたプラスチックは、大気や水の循環に組み込まれ移動しております。アメリカ地質調査所とアメリカ内務省の調査では、ロッキーマウンテンで採取された九〇%の雨水に、マイクロプラスチックが含まれていると発表されました。スイスの研究者が行った、胎盤への影響を調べる実験でも、胎盤に取り込まれたということが発表されております。プラスチックの汚染は待ってくれません。プラスチックに対する知事の考えをお伺いいたします。

宮城県農業高校の高校生が取り組んでいるプロジェクトで、マイクロプラスチックを全国で減らそうとしております。そのきっかけは、海でゴミ拾いをしていた時に、五センチくらいの殻をたくさん見かけたと言います。初めは、カエルの卵かなと思ったそうです。これが何と、水田の肥料でした。肥料には、すぐに効果が出る即効性と、百日

後から効果が出る緩効性があり、緩効性肥料は、薄さ一ミリ以下のプラスチックで覆われ、ピンホールから成分が出ることで、長時間作物に栄養を与え、最後に殻だけが残る肥料です。四十年前に開発され、全国で使用されていることから、プラスチックの殻が海に流れ続けていたわけです。プラスチック肥料に含まれるプラスチックは、一袋六百三十四グラム、ペットボトルの重量は二十一グラム、十アール当たり二袋使うため、それをペットボトルに換算すると六十本、全国百ヘクタールで使われると一万二千トン、ペットボトル六億本になると試算し、そのプロジェクトを始めたそうです。そして何と、新肥料を創ってしまいました。プラスチックをウレアホルムに変えて、アンモニア窒素を使い、プラスチック肥料をゼロにしたそうです。肥料の重量も、プラスチック肥料二十キロに対し、新肥料は十五キロになり省力化にもつながりました。環境をビジネスに結びつけたわけです。その結果が認められ、国会資料として提出され、一月に、国がプラスチック肥料を二〇三〇年までにゼロとする目標を立てました。この成果を知事はどのように捉えているか、伺います。

使い捨てからの脱却を目指しているのは、多くの若者、そして企業です。プラスチックの三五%を占める、容器・包装類。花王とライオンが、詰め替え容器のリサイクルを行うと発表しました。更にプラスチックの一四%を占める繊維業界では、使用済みの漁網や絨毯から再生ナイロンを作り、ファッションブランドとして販売を始めました。プラスチック削減に取り組む行政、政治としての取組を知事にお伺いいたします。

最後に、生分解性マルチであります。

農村部からポリを減らす運動について、伺います。

農家が使うポリエチレンのマルチは、これまで外国に資源として輸出されてきました。世界的な廃プラ問題の高まりから輸出が難しくなり、これに伴って処理費用も高騰してきております。そこで、生分解性マルチは、土の微生物と加水分解により、水と二酸化炭素に分解されます。こうした省力化のできる廃プラ処理は、いかななものでしょうか。課題は価格です。ポリマルチに比べ、五倍以上高い価格です。廃プラを目指す宮城として、廃プラを出さない、使わない。これに取り組んではいかがでしょうか。知事にお伺いし、私の壇上からの一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 太田稔郎議員の一般質問にお答えいたします。大綱二点ございました。

まず、大綱一点目、宮城県農業の振興についての御質問にお答えいたします。

初めに、農業生産資材が高騰している現状の認識についてのお尋ねにお答えいたします。

資源高や円安等による資材価格の高騰が続いており、今後も解消の見通しが立たない中、今回の大雨では、農作物等への甚大な被害が発生し、農業経営に深刻な影響を与えているものと認識しております。このため、県では、本年度六月補正予算での燃油対策に加え、今回の補正予算におきましても、飼料の掛かり増し経費や堆肥の購入に対する支援など、短期的・中長期的な資材価格高騰対策を講じること、農業経営の継続と安定を図ることとしております。県としては、今後とも、資材等の価格や需給動向、個々の農業者の経営状況、国や県の支援事業の効果などをきめ細かく把握しながら、必要な対策を講じるよう努めてまいります。

次に、任命権者による許可制度を活用した、職員の農作業への従事についての御質問にお答えいたします。

職員が、いわゆる副業として報酬を得て農業に従事する場合は、地方公務員法の規定により、任命権者の許可が必要となりますが、許可に当たっては、全体の奉仕者たる職員の本質に反することがないよう、公平性の確保や職務の円滑な遂行等を考慮することとされております。この制度の活用については、他自治体において職員が許可を得て、人手不足が深刻とされる農家の支援等を行っている事例もございますので、県といたしましては、こうした事例を研究しながら、地域振興の観点や地方公務員法の趣旨を踏まえた、職員の副業の在り方について、検討したいと考えております。

次に、大綱二点目、宮城県における環境問題についての御質問にお答えいたします。初めに、プラスチック廃棄物の削減に向けた取組についてのお尋ねにお答えいたします。

国では、令和元年に策定したプラスチック資源循環戦略において、使い捨てプラスチックの削減や、再生利用しやすいデザイン設計、植物由来プラスチック素材の活用等



に関する目標を掲げており、それらを具体的に推進するため、プラスチック資源循環法が、今年四月から施行されました。県では、国の戦略を踏まえ、昨年三月に第三期宮城県循環型社会形成推進計画を策定し、使い捨てプラスチックの使用削減、使用後の分別回収の徹底、容器包装の更なるリユース・リサイクルの推進、プラスチックの代替となり得る紙製品や、バイオプラスチック等再生可能資源の積極的利用を促進することとしております。今後とも、国や市町村等と連携を深めながら、より一層のプラスチック廃棄物削減に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、宮城県農業高等学校の取組成果に対する評価についての御質問にお答えいたします。

プラスチック等で被覆加工した肥料は、作物の生育に合わせた肥料効果の調整が可能なことから、農業生産の高度化に大きく貢献してまいりました。しかしながら、その被膜殻による海洋汚染が問題となっており、農業生産活動を持続的に行っていくためには、生産現場における被膜殻の流出防止対策が重要であると認識しております。このことについて早く着目し、プロジェクトを立ち上げた県農業高等学校の取組では、環境問題の解決とともに、具体の商品化につなげるなど、非常に優れた成果を上げており、高く評価するものであります。また、生産現場においても、県内のJAが主体となり、被覆材を使用していない、ペーस्ट肥料による施肥技術の実施を行うなど、取組が進みつつあります。県といたしましては、こうした取組も踏まえ、関係機関と連携して、被膜殻の流出防止対策の徹底に努めながら、みどりの食料システム戦略に掲げる、環境負荷低減の目標実現に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 公営企業管理者佐藤達也君。

〔公営企業管理者 佐藤達也君登壇〕

○公営企業管理者（佐藤達也君） 大綱一点目、宮城県農業の振興についての御質問のうち、流域下水道で発生する、汚泥の肥料化についてのお尋ねにお答えいたします。

下水汚泥の処理については、下水道法において「燃料または肥料として再生利用されるよう努めなければならない」と規定されており、企業局としても、流域下水道において発生する年間約六万トンの汚泥について、県南浄化センターでは、石炭の代替燃料

に生成し活用しているほか、仙塩浄化センターでは、焼却した上でセメント材料に活用するなど、有効利用に努めております。一方、昨年二月、今年三月の地震においては、仙塩浄化センターの汚泥焼却施設が連続して被災したことにより、汚泥の県外処理を余儀なくされたことから、災害時においても安定した処理が継続可能となる方法について、現在、検討を進めているところであります。農業肥料の価格が高騰する中、国では、今月、食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において、「下水汚泥等の利用拡大を検討する」とされたことも踏まえ、企業局としては、肥料化も含め、これまで以上に有効な下水汚泥の活用方法について、検討を深めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 環境生活部長佐藤靖彦君。

〔環境生活部長 佐藤靖彦君登壇〕

○環境生活部長（佐藤靖彦君） 大綱二点目、宮城県における環境問題についての御質問のうち、プラスチックごみゼロを目指した宣言についてのお尋ねにお答えいたします。神奈川県では、深刻化する海洋汚染、特にマイクロプラスチック問題に取り組むため、かながわプラスチックごみゼロ宣言を行い、リサイクルされない廃棄されるプラスチックを回収しているところと見比べると、我が県においては、アプリを活用して、環境に優しい取組にポイントを付与するecoチャレンジみやぎの取組や、廃プラスチック等の海岸漂着物の回収に取り組む市町村等への支援を行っているほか、民間では、廃棄された漁網を回収し、ペレットとして再資源化するといった、先進的な取組も始まっております。県といたしましては、こうした動きを踏まえ、使い捨てプラスチックの削減や再生利用の推進、クリーン活動の拡大等に向けた機運を一層高めていくため、神奈川県のような宣言も含め、市町村や事業者など、幅広い立場の県民を巻き込む効果的な手法について、検討してまいります。

次に、プラスチックの生態系等に与える影響についての御質問にお答えいたします。波や紫外線などにより、小さな粒子になったマイクロプラスチックが生態系や人体に及ぼす影響については、現在も研究途上にあるものと認識しておりますが、生態系等に悪影響を及ぼす可能性を懸念する声があるものと承知しております。県といたしましては、発生源となるプラスチックごみの不法投棄をなくすとともに、清掃等のクリーン

活動を推進し、海洋への流出防止などに努めていくことが、非常に重要であると考えると考えております。

次に、プラスチックを使わない、循環型の生活を指すことについての御質問にお答えいたします。

国では、プラスチック資源循環戦略において、使い捨てプラスチックごみの排出量を、二〇三〇年までに二五％程度削減するという目標を掲げており、これを達成するためには、国民各界各層が連携協働した取組が重要とされております。民間では、食品容器を代替素材にしたり、レジ袋を植物由来の原料のものに置き換えることなどにより、プラスチック削減の取組が増加しているところです。我が県では、こうした事業者と連携し、プラスチック製フォークやスプーンの辞退などの環境に優しい取組に、アプリ上でポイントを付与するe c oチャレンジみやぎにより、事業者に加え県民に対しても、環境に配慮した行動を促しているほか、イベントでのパネル展示や県内全ての小学生へのリーフレット配布、出前講座の実施などを通じて、広く普及啓発にも努めているところです。今後も、県民が一体となり官民を挙げた様々な施策を通じて、使い捨てプラスチックの削減や代替素材の活用を推進し、環境に配慮した持続的な循環型社会の形成を目指してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 農政部長宮川耕一君。

〔農政部長 宮川耕一君登壇〕

○農政部長（宮川耕一君） 大綱一点目、宮城県農業の振興についての御質問のうち、自然災害等に備えるセーフティネットの未加入者の解消に向けた取組についてのお尋ねにお答えいたします。

収入保険制度については、農業経営のセーフティネットの一つとして、平成三十一年に創設され、一方で、水稲、麦の農業共済が任意加入となりました。我が県における、収入保険と農業共済を合わせた加入状況については、令和二年産実績で、水稲が約九二％、麦が約九九％と全国平均を上回る加入率となっております。県では、農業者を対象とした研修会や、農業改良普及センターが行う農家指導の機会などを通じて、制度を紹介しているほか、農業共済組合主催の相談会への参加を呼びかけるなど、加入促進

を図っております。今後も農業共済組合と連携し、農業者に寄り添いながら、農業経営の継続に必要な備えに対する意識の醸成に努めてまいります。

次に、収入保険制度の加入促進に向けた提案の、全国知事会への働きかけについての御質問にお答えいたします。

収入保険制度は、農業共済制度ではカバーできない市場価格の低下や、病気やけがといった様々なリスクによる収入減少を補償する、優れたた制度と認識しております。本制度は、保険料の二分の一、積立金の四分の三を国が負担する、手厚い制度となっております。現在、我が県では、加入目標を達成しておりますが、全国で見ると加入目標の十萬経営体には達していない状況にあります。そのため全国知事会では、加入者の拡大に向けて、国の負担割合の引上げの検討や、農業者の視点に立った制度の見直しを行うよう、国に要望しておりますが、今後も、国の動向を見ながら必要な働きかけを行ってまいります。

次に、種子や知的財産に関する権利の保護についての御質問にお答えいたします。

主要農作物種子法廃止以降、我が県は、主要農作物種子条例を制定し、水稻、麦、大豆の種子の安定的な生産供給を図る仕組みを整えております。野菜の種子については、原産地に近い気候で育てたほうが、高品質の種子を安定的に生産しやすいことから、国内企業が育成者権を有する趣旨であっても、採種は主に海外で行われています。そのため、輸入割合が高くなるものの、全体のおよそ八割は、その国内企業の種子が輸入されているものと伺っております。また、近年、我が国の登録品種の海外流出が相次いでいることを受け、国では種苗法を改正し、昨年四月一日以降、品種登録された種苗の購入者が、国外を持ち出すことを制限できるとなりました。更に、海外での流通の差止めや、無断栽培に対する賠償請求を可能とするため、海外での品種登録に対する支援も行われているところです。県といたしましては、今後とも、水稻、麦、大豆の種子や、園芸種苗の安定供給に努め、イチゴなどの園芸品種についても、知的財産のほうが適切に行われるよう、努めてまいります。

次に、農業法人の事業承継に係る、現状や課題についての御質問にお答えいたします。

国の調査において、我が県の農業法人を含めた六十五歳以上の農業経営者の割合は、

令和二年には六一・五％と高齢化が進んでおり、持続的な経営を確立するためには、早期の事業承継に向けた取組が、重要であると認識しております。事業承継に当たっては、後継者に対する、生産技術や経営ノウハウの承継などに時間を要するほか、特に法人においては、取引先との信頼関係の影響が大きいことから、計画的に進める必要があります。このため県では、事業承継について、公益財団法人みやぎ産業振興機構や、県農業経営・就農支援センターと連携し、伴走型支援に取り組んでおります。また、農業大学校では、法人の後継者確保に向けて農業法人セミナーを開催し、農業関係高校の生徒を含めた学生と、法人経営者とのマッチング支援を行っております。更に、今月、県農業法人協会ほか三団体と、新規就農者確保・育成に関する包括連携協定を締結し、法人への卒業生の雇用就農を促進することとしております。県といたしましては、農業法人の円滑な事業承継への支援や、後継者の確保・育成を強化することで、地域農業の維持発展に努めてまいります。

次に、転作に適した圃場整備についての御質問にお答えいたします。

我が県の農地の多くは、仙台平野を中心に低平地が広がっており、農地の大区画化や機械化作業が進んでおりますが、一方で、排水性が良好とは言えない圃場の整備が課題となっております。このため、県では、昭和二十年代から国営かんがい排水事業等を導入し、継続的に排水対策に取り組んできた経緯があります。現在、こうした施設が順次、更新時期を迎えており、新たな国営事業やストックマネジメント事業等に取り組むことで、排水機能の強化と回復を図っているところです。また、水田の作付転換や畑地利用も広がっており、これらの事業と農地の大区画化を一体的に進めることが、重要と考えております。県といたしましては、地域の合意形成を図りながら、圃場レベルでの暗渠排水工や客土工などの排水対策も講じ、水田フル活用による、大豆や高収益作物の安定生産及び生産拡大を、強力に後押しする圃場整備を進めてまいります。

次に、農村部から都市部への、若者の流出が進む現状についての御質問にお答えいたします。

我が県では、高校の卒業等を契機に、進学や就職で都市部へ転出する若者が多く、特に県北地域では、二十歳代で約五割の転出超過となっているなど、仙台都市圏を除く全ての地域において、若者の流出が深刻な状況であり、これらの若者を、より多く地域

に定着させることが、重要であると認識しております。一方、近年、農山漁村の持つ価値や魅力が再評価され、若い世代を中心に田園回帰の動きが広がっており、UIJターンの移住定住、関係人口の拡大により、我が県でも、地域おこし協力隊の定着や、農業分野への新規参入、農泊ビジネスの立ち上げなど、若者が地域の新たな担い手として活躍している事例も見受けられます。県では、こうした動きを加速させるため、農山漁村発イノベーション事業等を活用し、農産物をはじめ、多様な地域資源を利用した商品開発や、地元企業等と連携したビジネス創出など、若者が活躍できる環境を整備し、農山漁村地域への移住定住を進めております。県といたしましては、引き続き、持続可能な活力ある農山漁村の実現に向けて、なりわいの創出や雇用の確保に取り組んでまいります。

次に、農作業中の事故をなくすための、注意喚起についての御質問にお答えいたします。

県内における農作業死亡事故発生件数は、毎年数件で推移しており、今年度に入ってから、若い担い手農業者が犠牲になるなど、痛ましい事故はなくなっておりません。そのため、県では、農作業事故の防止に向け、農作業安全確認運動推進宮城県本部を設置し、毎年春と秋の農繁期を推進期間として取組を展開しております。具体的には、県内全市町村のほか、JAや県農機具商業協同組合などに広く参加を呼びかけ、県政ラジオや各機関・団体の広報誌等での広報、ポスターやステッカー等の配布により、周知に努めております。また、農業大学校では、年間を通じて農作業の安全確保に向けた、大型トラクター基本研修を実施しております。更に、国においても、普及指導員等を、農作業安全の指導者として育成する取組を始めており、我が県では、これまで四十七人が研修を受講し、指導者として活動しております。県といたしましては、農作業死亡事故ゼロを目指し、今後とも様々な機会を通じて注意喚起を行ってまいります。

次に、イノシシを活用した、ジビエ料理の考案についての御質問にお答えいたします。

国では、捕獲鳥獣を地域資源として活用し、農山村の新たな所得とするため、ジビエ利活用に向けた人材育成や食肉処理加工施設の整備のほか、料理コンテストの実施や国産ジビエ認証制度の導入等により、ジビエ利用の拡大を進めているところです。その

推進に当たっては、ジビエを広く認知してもらい、需要の拡大を図ることが重要であり、特に、高校生や大学生など、若者のアイデアを活用することで、新たなメニューの考案や食文化の創出にもつながるものと期待しております。県といたしましては、食肉処理加工施設を整備するなどして、ジビエ振興に取り組む市町村を支援する際に、大学等との連携も意識しながら、イノシシを含むジビエの利用拡大に取り組んでまいります。

次に、大綱二点目、宮城県における環境問題についての御質問のうち、生分解性マルチの更なるなる活用についてのお尋ねにお答えいたします。

農業分野において、プラスチックは、農業用ハウスの被覆やトンネル、マルチなど、様々な農業資材として利用されております。我が県の農業用廃プラスチック排出量は、園芸施設の増加に伴い微増傾向にある一方で、回収された農業用廃プラスチックは、その再生処理率が九九%と高く、有効に利用されております。生分解性マルチは、従来品と遜色ない製品であり、環境汚染の心配もなく、使用後にすき込みができるなど、作業性に優れる特徴がありますが、その一方で、単価が高額で長期利用に耐えられないなどの課題もあり、普及が進んでいない状況にあります。県といたしましては、農業用廃プラスチックの高い再生処理率を維持するとともに、生分解性マルチの性能評価や、同マルチを使った省力化技術の実証に取り組み、将来的には同マルチの普及につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 二十七番太田稔郎君。

○二十七番（太田稔郎君） 御答弁ありがとうございます。

知事。収入保険について、宮城県で約三万経営体があるんですけども、そのうち、青色申告が七千九百三十四、収入保険に入っているのが二千九百六十一と、一割になっていない。白色申告はるかに多いことですが、白色申告の方々も、きちんと申告をしているわけですよ。収支の内訳書を提出して申告しているわけですので、白色申告は収入保険に入れないというやり方を変えることを、知事会の中で訴えてほしいと思うのですが、いかがですか。

○副議長（外崎浩子君） 農政部長宮川耕一君。

○農政部長（宮川耕一君） 先ほど申し上げましたように、共済と合わせますと、加入

率は高いということですが、議員がおっしゃったように、収入保険のほうが、カバーされるリスクが広いということだと思いますので、収入保険に入って——特に大規模な経営をされている方は、収入保険を活用いただきたいと、我々も考えております。ただ、収入保険の制度上、やはり所得を正確に把握する必要がございますので、県としては、青色申告をなるべく多くの方に行っていただけのように、研修等で取り組んでいるところがございます。また、知事会からの要望ということにつきましては、各県の状況も踏まえて、検討してまいりたいと思います。

○副議長（外崎浩子君） 二十七番太田稔郎君。

○二十七番（太田稔郎君） 最後に、この一般質問を作っている中で、高校生、そして大学生の、地域を支える、環境を支える、そうした取組は非常に大事だなと感じました。産学官の一緒になった取組が、宮城県を支える、大きな力になってくるのではないかなというふうに思います。こうした取組を、知事として支援し、もっと若者が宮城を愛する仕組みづくりをしていくべきと考えますが、知事の考えをお伺いいたします。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） おっしゃるとおり、若い人たちが力を発揮し、農業に限らずですけれども、いろんな分野で活躍していただける、それをまた産学官で金融も含めて、みんなで支えていくというのは、非常に重要なことだと思います。先ほど答弁したように、議員からも御紹介のあった、農業高校の事例などは、本当に素晴らしいものであって、私も、実際生徒さんに来ていただき、いろいろ説明を受けて大変感銘を受けました。表彰された方も、どこかの金融機関の方なんですけれども、大変高い評価をされておられます。そういう若者が宮城から育っているというのは、大変誇りを感じました。こればかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○副議長（外崎浩子君） 二十七番太田稔郎君。

○二十七番（太田稔郎君） ぜひ、大学生が作った料理も、食べてみていただきたいと思います。いうふうに思います。

以上で、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。